

駐車場管理規定

- 1 名称 星が丘駐車場
所在地 名古屋市千種区星が丘元町14番35号
TEL (052) 789-7360
- 2 管理者の住所 氏名
法人の所在地 名古屋市千種区星が丘元町14番35号
法人名 東山遊園株式会社
TEL (052) 781-5210
代表者名 代表取締役 水野 宏洋
住所 名古屋市千種区星が丘元町14番35号
TEL (052) 781-5210

第一章 総 則

第 1 条 (通則)

本駐車場の利用に関する事項は、この規定による。

第 2 条 (契約の成立)

利用者は、この規定を承認のうえ駐車場を利用する。

第 3 条 (営業時間)

駐車場の営業時間は、0時から24時まで(24時間営業)。

第 4 条 (営業休止等)

管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業停止、駐車場の閉鎖、車路の通行止、駐車した自動車(駐車場法第2条4号に定める自動車。以下車両という。)の移動禁止措置等を行うことがある。

- ① 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の破損、その他事故が発生したり、発生するおそれがある場合
- ② 保安上の営業の継続が適当でない場合
- ③ 工事、清掃、消毒を行う為必要がある場合

第 5 条 (駐車できる車両)

駐車場に駐車できる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ5.5m、幅1.9m、高さ2.2m重量2t未満のものに限る。

第二章 利用

第6条(駐車場の入出庫等)

1. 利用者が入庫するときは、駐車場入口において車両保管の証として車両ナンバーを自動で撮影し、ゲートが開く。利用者は、ゲートが開くのを待ち、任意の駐車位置(係員がいる場合は、係員の誘導する駐車位置)に入庫する。
2. 利用者が出庫するときは、駐車場出口精算機若しくは駐車場に設置してある事前精算機等において駐車料金を納付し、出庫する。
3. 定期駐車登録による利用者は、ゲートが開くのを待ち、入出庫する
4. 入庫時に取得する車両画像データは、100日間保管する。
5. 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

第7条(駐車位置の変更)

駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがある。

第8条(駐車場内の通行)

利用者は、駐車場内の車両通行については、道路交通法関係法令によるほか、次の事項を守らなければならない。

- ① 速度は、時速8キロメートルをこえないこと
- ② 追越をしないこと
- ③ 出庫する車両の通行を優先すること
- ④ 白線内に正しく駐車し、サイドブレーキを必ずかけること
- ⑤ 駐車位置にはバックで駐車すること
- ⑥ 車路・スロープに駐車しないこと
- ⑦ 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
- ⑧ 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと

第9条(遵守事項)

前条のほかに利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- ① 所定の位置以外で喫煙したり、火気を使用しないこと
- ② ゴミは、所定の容器(ゴミ箱)に入れること。
- ③ 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと
- ④ 運転者は場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと
- ⑤ 場内において宿泊しないこと
- ⑥ 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所においておこなうこと
- ⑦ 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に破損を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること
- ⑧ 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、ドアー及びトランクには施錠して盗難防止に努めること
- ⑨ 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと
- ⑩ その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

第10条(入庫拒否)

管理者は駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させる。

- ① 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を破損したり汚すおそれがあるとき
- ② 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けているとき
- ③ いちじるしい騒音や臭気を発するとき
- ④ 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき
- ⑤ その他の駐車場の管理上支障があるとき

第11条(出庫拒否)

管理者は次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することがある。

- ① 利用者が正当な理由なく駐車料金を精算機若しくは他の方法で精算しないとき
- ② 利用者が出庫する場合に所定額の現金、クレジットカードその他の支払い方法にて駐車料金を精算しないとき、又は必要数の駐車サービス券を読取りしないとき、又は定期駐車登録がないとき

第3章 駐車料金及び算定等

第12条(駐車料金)

時間駐車料金は、車両1台につき次の表を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

| | | |
|------------------------------|--------------------|--------|
| 駐車料金 (税込) | 入場から30分毎(30分未満は切上) | 250円 |
| | 入場から5時間を越え24時間までは | 2,500円 |
| ※ 入場から24時間を越える場合は、上記料金表に準ずる。 | | |

(1) 定期駐車料金は、次の表を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

| | | |
|-------|-----------|-------------|
| 定期駐車券 | 全日券 | 24,200円(税込) |
| | 平日券(平日のみ) | 19,800円(税込) |

第13条(駐車時間)

駐車料金を算出するための駐車時間(以下「駐車時間」と言う)は、入庫のときに車両ナンバーを撮影した時刻から出庫のとき出庫ゲートで車両ナンバーを確認した時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、充電、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

駐車時間が平日又は休日にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

第14条(定期駐車券)

定期駐車券を発行する場合には利用者と管理者との間において定期券契約を締結する。

① 定期駐車契約者

1. 駐車場が満車であるときは、定期駐車券を持っている利用者でも駐車を断る場合がある。この場合、定期駐車料金の割り戻しはしない。
2. 利用者は毎月26日に口座振替若しくはクレジットカード自動引落により駐車料金を支払う(引落日が土曜・日曜・祝日の場合、翌営業日に引落とされる)ことを基本とする。
3. 定期駐車券を持っている利用者がその有効期間又は通用時間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第12条の規定による。
4. 月の途中契約の場合は、その月の1か月分の料金を納入し、月の途中解約の場合は既納の駐車料金の払い戻しはしない。
5. 駐車券利用者が登録票記載の自動車を変更しようとする場合は、所定の登録変更届を事前に提出し、承認を得なければならない。

第15条(不正利用に対する割増金)

利用者が、駐車場出口において、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受することがある。

利用者が定期駐車券について次の方法により、不正使用した場合は、その定期駐車券を無効として回収し、所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

- (イ) 他の車両の定期駐車券を利用した場合
- (ロ) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (ハ) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第16条(料金の払戻等)

1. 支払い済の駐車場利用料金は、事由の如何を問わず、料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。
2. 駐車サービス券及び定期駐車券の料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。
3. 第4条の規定により、営業休止をしたため、定期駐車券を所持する利用者が駐車することができなかった場合には、前項の規定にかかわらず定期駐車券通用期間満了1月以内に限り、定期駐車券の割戻しを行う。

第17条(料金の改定)

駐車料金について公租公課の増減、社会情勢の変動、その他やむをえない理由により改定することがある。

第4章 引き取りのない車両の措置

第18条(引き取りの請求)

1. 利用者があらかじめ管理者への届け出を行うことなく7日を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約若しくは解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者は、これらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。
2. 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一先の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
3. 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは、引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
4. 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。

第19条(車両の調査)

管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することができるものとする。

第20条(車両の移動)

管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとする。

第21条(車両の処分)

1. 管理者は、第18条第1項に基づき、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、法律に基づき、当該車両の撤去・処分をすることができるものとする。
2. 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、

異動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

第22条（保管責任）

- 1、 管理者は、利用者の車両ナンバーを撮影したときから、出庫まで、車両の保管責任を負う。
- 2、 管理者は、出庫の際故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

第23条（利用者に対する損害の賠償）

管理者は、駐車中に発生した車両の盗難又は損傷については、管理者に責任がある場合のみ賠償する。

第24条（車両の積載物又は取付物に関する免責）

管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取り付け物に関する損害については、一切賠償しない。

第25条（車両又は利用者の損害に関する免責）

次のような管理者の責任によらない理由によって生じた車両又は利用者の損害について管理者は賠償しない。

- ① 自然災害、その他不可抗力による事故
- ② 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- ③ 衝突、接触その他駐車場内における事故

第26条（営業休止による免責）

第4条に規定する措置を行ったときは利用者に損害があっても賠償をしない。ただし、管理者に故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。

第27条(利用者に対する損害賠償の請求)

管理者は、利用者の過失により損害を受けたときは、その利用者に対して損害を請求する。

第5章雑則

第28条(付帯業務)

駐車場内において営む有料業務は飲料自動販売機とする。

第29条（この規定に定めのない事項）

この規定に定めていない事項については、関係法令の規定に従って処理する。

2024年8月1日改定